

諮問第 58号

個人情報保護審議会

個人情報保護制度の適正な運営及び改善について（諮問）

個人情報保護制度の適正な運営及び改善に必要な施策を講じたいので、次の事項について、個人情報保護審議会規則（平成8年兵庫県規則第80号）第2条第1項第6号の規定により諮問します。

平成15年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 国の個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の制定に伴い、個人情報の保護に関する条例の規定を改正すべき事項
- 2 その他制度に関し必要な事項